

第 20 回 横須賀市景観審議会

日時：平成 26 年 7 月 7 日（月） 13:30～

場所：横須賀市役所 3 号館 3 階 302 会議室

□次第

1 開 会

2 議 事

- (1) 委員長の選出
- (2) 職務代理者の指名
- (3) 専門部会委員の指名
- (4) 平成 25 年度景観法・景観条例等の運用状況について（報告）
- (5) 平成 25 年度屋外広告物条例の運用状況について（報告）
- (6) 平成 26 年度都市景観推進事業及び屋外広告景観推進事業について（報告）
- (7) 景観重要樹木の指定について（審議）

3 閉 会

横須賀市景観審議会委員名簿

○横須賀市景観審議会委員

(敬称略・50音順)

- かわかみ としあき
・河上 俊昭 事業者
一般社団法人神奈川県広告美術協会理事
- きくたけ ゆき
・菊竹 雪 学識者（広告物、グラフィックデザイン）
首都大学東京システムデザイン学部インダストリアルアート
コース教授
- くによし なおゆき
・国吉 直行 学識者（都市デザイン）
(景観専門委員) 横浜市立大学国際都市学系まちづくりコース特別契約教授
- こばやし まさみ
・小林 正美 学識者（建築）
(景観専門委員) 明治大学理工学部建築学科教授
株式会社アルキメディア設計研究所主宰
- しろき よしはる
・白木 義治 事業者
横須賀商工会議所 産業・地域活性課課長
- そね こういち
・曾根 幸一 学識者（建築、ランドスケープ、都市計画）
芝浦工業大学名誉教授
環境設計研究所主宰
- たぐち あつこ
・田口 敦子 学識者（広告物、グラフィックデザイン）
多摩美術大学美術学部グラフィックデザイン学科教授
- とみざわ きみえ
・富澤 喜美枝 学識者（歴史を生かしたまちづくり）
横須賀建築探偵団代表
うわまち教会建物応援団事務局
三浦郡豊島町をもっとよく知る会代表
- ますだ つとむ
・増田 務 事業者
よこすか都市景観協議会会長
- まつした けいいち
・松下 啓一 学識者（法律）
相模女子大学人間社会学部教授
- みやがわ まさこ
・宮川 雅子 公募市民
- やまはた のぶひろ
・山畑 信博 学識者（環境デザイン）
東北芸術工科大学デザイン工学部建築・環境デザイン学科教授
- よしだ しんご
・吉田 慎悟 学識者（色彩）
(景観専門委員) 武蔵野美術大学造形学部基礎デザイン学科教授
(株) カラープランニングセンター 顧問
(有) クリマ 代表取締役
横須賀市色彩アドバイザー

○横須賀市景観審議会事務局職員

市街地整備景観課長

しゅどう のぼる
首藤 昇

市街地整備景観課景観係長

きのした みつお
木下 光雄
わたなべ めぐみ
渡辺 恵

担当

市街地整備景観課屋外広告物係長

えんどう もりひさ
遠藤 盛久
いわさき じゅんこ
岩崎 純子

担当

横須賀市景観審議会規則、運営要領

○横須賀市景観審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市景観審議会（以下「審議会」という。）の運営については、横須賀市景観条例（平成16年横須賀市条例第24号）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員長)

第2条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第4条 審議会に専門的な事項を検討するため、専門部会を置く。

2 専門部会の委員は、委員長が指名する委員をもって充てる。

(部会長)

第5条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、専門部会委員の互選により選出する。

3 部会長は、専門部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第2条第2項及び第3項並びに第3条の規定は、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第6条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○横須賀市景観審議会運営要領

(趣旨)

第1条 横須賀市景観審議会（以下「審議会」という。）の運営については、横須賀市景観条例（平成16年横須賀市条例第24号）及び横須賀市景観審議会規則（平成16年横須賀市規則第51号）並びに情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 委員長は、会議の7日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長は、議案が法人及び個人の権利関係に重大な影響を与える場合や審議会の秩序の維持のため必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

2 審議会の開催については、あらかじめ市民等へ周知する。

(傍聴人の決定)

第4条 審議会を傍聴しようとする者は、審議会当日の開会時刻30分前から10分前までに審議会開催会場前に集まるものとする。

2 傍聴人は、10人以内とする。ただし、開会10分前の時点で定員を超えた場合は、直ちに抽選で傍聴人を決定する。

3 傍聴人には、傍聴証（別記様式）を交付する。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴証を常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には、事務局に返還しなければならない。

2 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) コンピュータは使用しないこと。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

3 傍聴人が前項各号の遵守事項に違反したときは、委員長はこれを制止し、命令に従わないときは、退場させることができる。

(議事録)

第6条 委員長は、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催の日時、場所及び議案
- (2) 出席した委員及び関係者の氏名
- (3) 傍聴人の人数
- (4) 議事の要旨
- (5) その他委員長が必要と認めた事項

3 議事録には、委員長が指名した議事録の署名委員2人が署名する。

(委員長への委任)

第7条 この要領に定めのない事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

別記様式(第4条第3項関係)

No. _____	横須賀市景観審議会
傍 聴 証	
平成 年 月 日限り有効	
(お帰りの際は、事務局へお返し下さい。)	

平成 25 年度景観法、景観条例等の運用状況について

○景観法・景観条例等の運用状況

平成 26 年 3 月末現在

		前年度まで	H25 年度	累計	備考
景 観 条 例	眺望点指定	2 件	0 件	2 件	・中央公園眺望点 ・くりはま花の国眺望点
	景観推進地区指定	1 件	0 件	1 件	・横須賀見晴らしの丘 景観推進地区
	地区景観協議会認定	0 件	0 件	0 件	
	景観審議会開催	17 回	2 回	19 回	第 1 回 H16.7.28 開催
	専門部会開催	102 回	12 回	114 回	毎月 1 回開催
	民間の建築等計画	116 件	5 件	121 件	
	公共の建築等計画	25 件	2 件	27 件	
	建築等計画以外	115 件	11 件	126 件	景観法や景観条例の運用等
	表彰	31 件	3 件	34 件	国際海の手文化都市よこす か景観賞（隔年実施）
	助成	0 件	0 件	0 件	
	勧告及び公表	1 件	0 件	1 件	
	景観協議	274 件	154 件	428 件	H21.7.1 より
景 観 法	届出及び通知 ※	968 件	192 件	1160 件	
	景観重要建造物指定	0 件	0 件	0 件	
	景観重要樹木指定	19 件 (164 本)	6 件 (6 本)	25 件 (170 本)	
	景観重要公共施設の 整備に関する事項	1 件	0 件	1 件	うみかぜの路景観重要道路
	景観協定認可	0 件	0 件	0 件	
	景観整備機構指定	0 件	0 件	0 件	
	景観地区指定	0 件	0 件	0 件	
	景観協議会組織	0 件	0 件	0 件	
	景観計画変更	3 件	0 件	3 件	
要 綱	色彩協議	209 件	183 件	392 件	
	色彩変更補助	6 件	0 件	6 件	補助額合計 10,358,000 円

※ H18 年 6 月 30 日までは景観条例（自主条例）、H18 年 7 月 1 日からは景観法の運用となります。

平成 25 年度屋外広告物条例の運用状況等について

許可、業登録、違反広告物の除却等の実績

1. 許可件数

種 類	新 規	継 続	合 計
広 告 板	33	61	94
広 告 塔	53	176	229
壁 面 広 告	164	455	619
屋 上 広 告 板	3	12	15
袖 看 板	10	53	63
置 き 看 板	6	26	32
屋 上 広 告 塔	6	23	29
広 告 幕 (3 年)	7	13	20
広 告 幕	29	5	34
電 柱 広 告	0	2,708	2,708
アドバルーン	0	0	0
標 識 広 告	0	110	110
車 体 広 告	48	222	270
ア ー チ	0	0	0
吊 下 看 板	0	0	0
は り 紙	0	0	0
は り 札	0	0	0
立 看 板	2	0	2
の ぼ り 旗	35	42	77
バス上屋広告	0	0	0
合 計	396 物件	3,906 物件	4,302 物件
許 可 申 請 件 数	75 件	157 件	232 件
許 可 申 請 手 数 料	1,290,800 円	4,805,400 円	6,096,200 円

2. 屋外広告業の登録件数

(平成26年3月末日現在)

	市 内	県内 (市内除く。)	県 外	合 計
屋外広告業登録	6	0	1	7
特例屋外広告業届	25	198	343	566

3. 違反広告物除却件数

	種 類 別					業 種 別			
	はり紙	はり札	立看板 置看板	のぼり 旗	合計	不動産	金 融	その他	合計
委託業者	121	127	164	13	425	203	1	221	425
直 営	41	5	0	0	46	35	0	11	46
協力員	64	34	0	0	98	0	0	98	98
合 計	226	166	164	13	569	238	1	330	569

4. 広告景観推進協力員の活動

実施日時	集合場所	対象地区	実施内容	参加人数
4月18日(木) 午後2時	京急久里浜駅改札口	久里浜駅周辺	ケイビパト	10人
5月16日(木) 午後2時	京急追浜駅改札口	追浜駅周辺	ケイビパト	7人
6月12日(水) 午後2時	市役所前公園	中央駅周辺	ケイビパト	雨天中止
7月10日(水) 午後2時	JR衣笠駅改札口	衣笠駅周辺	ケイビパト	6人
8月1日(木) 午後2時	京急堀ノ内駅改札口	堀ノ内～中央	ケイビパト	9人
8月23日(金) 午後2時	市役所3号館4階 403会議室	—	意見交換会	8人
9月10日(火) 午後2時	追浜、中央及び久里浜地区		屋外広告の日 キャンペーン	10人
10月15日(火) 午後2時	京急北久里浜駅改札口	北久里浜駅周辺	ケイビパト	雨天中止
11月13日(水) 午後2時	JR衣笠駅改札口	衣笠駅周辺	ケイビパト	5人
12月13日(金) 午後2時	京急久里浜駅改札口	久里浜駅周辺	ケイビパト	9人
1月10日(金) 午後2時	京急北久里浜駅改札口	北久里浜駅周辺	ケイビパト	雨天中止
2月13日(木) 午後2時	JR衣笠駅改札口	衣笠駅周辺	ケイビパト	8人
3月11日(火) 午後2時	市役所前公園	中央駅周辺	ケイビパト	10人

※ 広告景観推進協力員数 19人(平成26年3月末日現在)


※ パトロール9回実施。意見交換会1回実施。

平成 26 年度都市景観推進事業及び屋外広告景観推進事業について

1. 街並み景観形成推進事業

目的：横須賀市景観計画に基づき、指針策定や事業計画への指導助言を行い、良好な街並み景観の形成を推進する。

- (1) 地区の街並み景観形成に向け、アドバイザー派遣
- (2) 地区景観協議会の設立及び景観推進地区指定と地区指針の策定の推進
- (3) 景観審議会の運営
景観条例に基づき設置。景観及び屋外広告物に関する重要事項の審議を実施。
- (4) 景観審議会専門部会の運営
景観審議会規則に基づき設置。一定規模以上の建築行為等を対象に良好な景観形成を推進するため、景観協議を行うのに際し専門家から意見を聴くほか、景観審議会の担任する事項について専門的な検討を行う。
- (5) 色彩相談の開催
公共、民間施設に対し、色彩専門家による建物の色彩計画の助言を行う「建物の色彩相談」を開催。
- (6) 景観重要建造物や景観重要樹木の指定
指定の方針に基づき、対象となる建造物、樹木の調査及び指定を行う。
- (7) その他
 - 1) 景観法、景観計画及び景観条例の運用
条例に基づく景観協議や法に基づく届出への指導勧告、景観計画（景観重要公共施設や眺望景観保全基準等の位置付け）の運用を行う。
 - 2) 色彩協議要綱の運用
建築物等色彩協議要綱に基づく色彩協議を行う。
 - 3) 「横須賀市景観整備基本計画」における景観形成エリアごとの整備指針等の策定に向けての調査。
 - 4) サインデザインマニュアルの運用
公共サインの計画・整備の基本的なルールを示すマニュアルにより、市が掲出するサインの調整を行う。
 - 5) よこすか都市景観協議会の運営
協議会事務局運営。景観ニュースの発行、よこすか都市景観協議会賞の表彰、景観フォーラムの開催などを行う。
 - 6) 国際海の手文化都市よこすか景観賞の活用
景観賞を受賞した景観を見て歩くまち歩きを開催する。



屋外広告景観推進事業

1. 屋外広告景観推進事業

目的：横須賀市屋外広告物条例に基づく屋外広告物の許可事務等を継続し、良好な屋外広告景観の形成を推進する。

- (1) 屋外広告物の許可事務
- (2) 屋外広告業の登録事務
- (3) 違反屋外広告物の除却
- (4) その他
 - 1) 屋外広告業者に係る処分基準設定の検討
 - 2) 横須賀市屋外広告物条例見直しに向けた問題点の洗い出し

景観重要樹木の指定について

■これまでの経緯

平成21年度より横須賀市では、景観法第28条に基づく景観重要樹木について、地域に対する愛着、地域の魅力を再発見して、地域の景観のシンボルとして大切にしてもらおうと、普段から地域の方が目にすることが多く、児童・生徒・卒業生から親しまれている学校の樹木を候補に挙げ(平成20年度各校への意向調査等を元に決定)、これまで5回にわたり指定した。

また、第4回の指定では、学校以外で、歴史もあり樹木を中心とした地域住民によるまちづくり活動を行なっている、坂本公園のイチヨウを指定した。

※横須賀市では、景観条例第20条に基づき景観重要樹木に指定しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならないことにより、本審議会に諮問するものである。

■今回の指定について

1. 地域に支えられている公共の樹木の指定

前述の通り、これまでは学校の樹木を中心に指定を行ってきたが、公園や駅前広場など多くの人の目につく公共空間の樹木を、地域の景観重要樹木として指定し、より多くの人に景観への意識付けをしてもらい、今後の地域住民によるまちづくり活動のきっかけとしてもらいたいと考え、今回は地域に支えられている公共の樹木の指定したい。

2. 指定に向けた選考について

①アンケートの実施

平成26年2月に各まちづくり協議会(3協議会)へ景観法による景観重要樹木指定の事前調査として地域の景観上重要な樹木に関するアンケート調査を実施。

②アンケート回答

平成26年5月に坂本地区まちづくり協議会より、地域のシンボリック景観上重要な樹木として

- ・坂本公園(樹木園)のクスノキ
- ・坂本公園(児童公園)の八重桜

の回答があった。(その他の協議会は該当樹木なし)

③現場確認

坂本公園のクスノキと八重桜について、職員による現場確認を行い、景観重要樹木の指定要件を満たしているか調査を行った。(調査結果は次ページ表)

■ 今回の指定について

3. 調査票

	クスノキ	八重桜 (12本)
必ず該当しなければならない要件 (景観法第28条、景観法施行規則第11条)		
景観計画区域内の良好な景観の形成に重要であること 法	○	○
文化財保護法に規定する特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定されていないこと 法	○	○
地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること 規則	× 樹木が市道に隣接し、枝が市道にはみ出すため、交通に支障を及ぼす部分を剪定されて、樹容を保てていない。	○
道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること 規則	○	○
いずれかに該当すればよい要件 (横須賀市景観計画)		
由緒、由来のあるもので、健全で樹形等が美観上優れているもの	× (美観が優れていない)	○
市民に親しまれ、周辺景観の核となっているもの	○	○
判定	×	○



4. 選考結果

調査結果により、坂本公園の八重桜(15本中細い木を除いた12本)を景観重要樹木の候補とする。
現在、公園を管理している横須賀市公園管理課へ意見照会を行なっている。

■指定候補 坂本公園八重桜 配置図



第1回指定樹木(平成21年5月1日指定) 4か所7本



逸見小学校 クスノキ 4本 北下浦小学校 ケヤキ 1本 長井中学校 フェニックス 1本 武山中学校 クスノキ 1本

第2回指定樹木(平成22年4月1日指定) 5か所47本



夏島小学校 イチョウ 14本 桜小学校 サングジュ 3本 鶴久保小学校 イチョウ 18本 根岸小学校 ハナモモ 1本 久里浜小学校 イチョウ 11本

第3回指定樹木(平成23年4月1日指定) 5か所97本



長浦小学校 サクラ 15本 山崎小学校 サクラ 27本 明浜小学校 サクラ 28本 荻野小学校 サクラ 15本 追浜中学校 サクラ 12本

第4回指定樹木(平成24年11月1日指定) 5か所13本

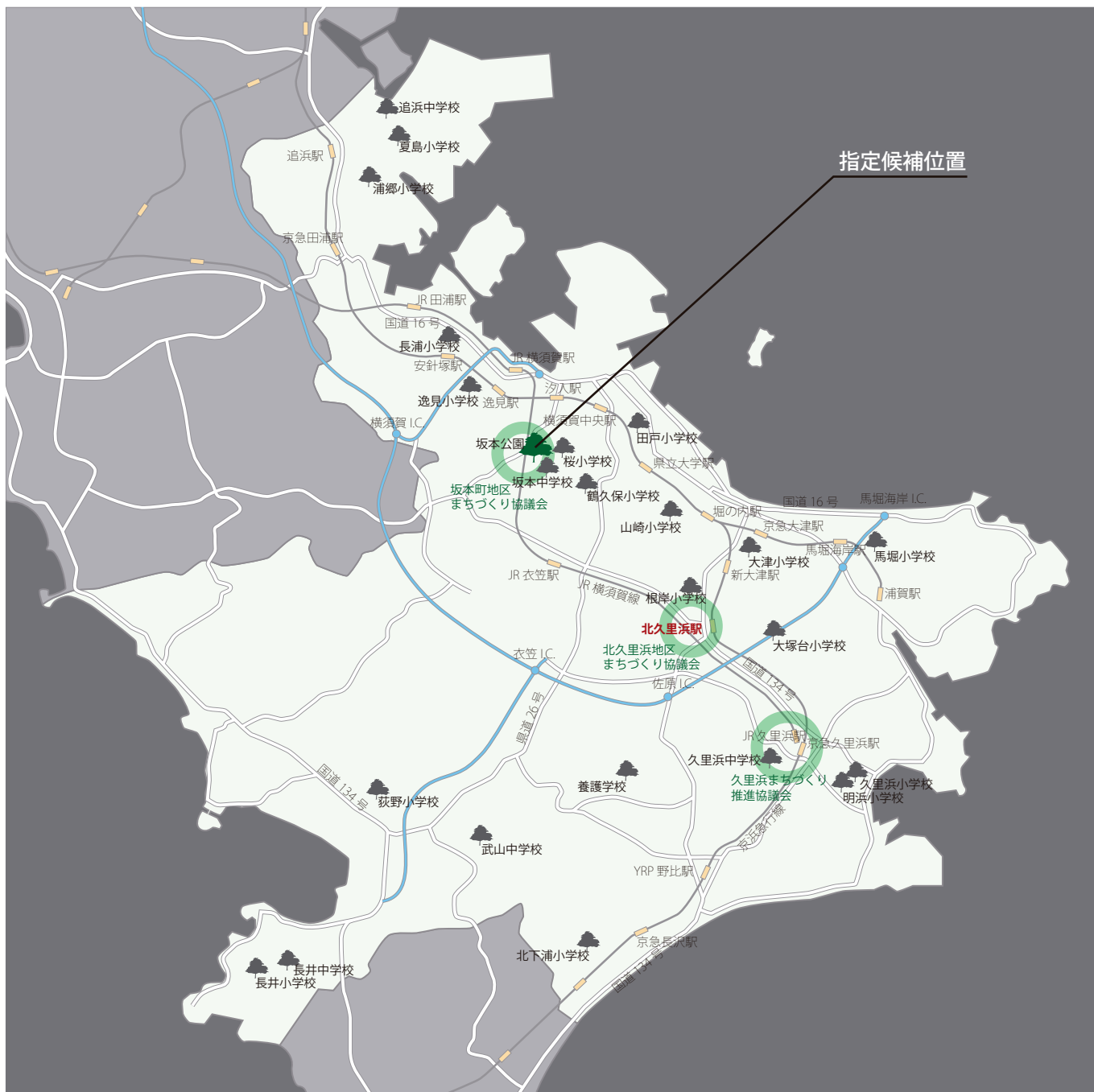


浦郷小学校 イチョウ 1本 田戸小学校 イチョウ 1本 山崎小学校 イチョウ 9本 坂本中学校 イチョウ 1本 坂本公園 イチョウ 1本




第5回(今回)指定樹木(平成26年1月1日指定) 6か所6本



大津小学校 モチノキ 1本 馬堀小学校 アオギリ 1本 大塚台小学校 ヒメシャラ 1本 長井小学校 ケヤキ 1本 坂本中学校 カンヒザクラ 1本 養護学校 クスノキ 1本



凡例

-  これまでに指定した樹木
-  指定候補
-  まちづくり協議会

■ 景観法に基づく景観重要樹木の解説

□ 景観法とは（平成 16 年 6 月 18 日交付）

日本で初めての良好な景観の形成を目的とした総合的な法律。

□ 景観重要樹木とは

景観法に規定された制度で、景観上重要な樹木を指定し積極的に保全するものです。

市長は、指定の要件に適合するものを指定することができます。

指定されると、伐採や移植などの現状変更について許可が必要となりますが、通常の管理に必要な剪定については許可の必要はありません。

□ 景観重要樹木の指定制度（概要）

- ・ 景観法第 2 章第 3 節第 2 款に規定
- ・ 地域の景観上重要な樹木について、地域の景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図ることを目的とした制度
- ・ 指定された樹木は、現状変更について許可が必要（地方公共団体の場合は協議）
- ・ 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない（景観法第 33 条）
- ・ 景観法第 28 条第 1 項のほか、景観法施行規則第 11 条に示された指定の基準及び、景観計画に規定する指定の方針に該当するものを指定することができる
- ・ 指定は森や林などの複数の樹木の一括指定ではなく、個々の樹木を指定

□ 景観重要樹木指定の要件

○ 必ず該当しなければならない要件

景観法で定める指定の条件（景観法第 28 条）

- 1 景観計画区域内の良好な景観の形成に重要であること
- 2 文化財保護法に規定する特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定されていないこと

景観法施行規則で定める指定の基準（景観法施行規則第 11 条）

- 1 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- 2 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

○ いずれかに該当すればよい要件

横須賀市景観計画で定める指定の方針

- 1 由緒、由来のあるもので、健全で樹形等が美観上優れているもの
- 2 市民に親しまれ、周辺景観の核となっているもの